



公 示 送 達 書

公告第 26 号

公 告

下記の者に係る令和6年度固定資産税第1期・第2期分及び軽自動車税随時分期督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和6年10月 1日



一宮町長 馬淵 昌也

記

住 所	氏 名	備 考
長生村七井土1559番地6	長尾 将之	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があつたものとみなされます。		